

創業者経営支援事業

【目的】

- ・株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から融資を受けた創業者の初期の経営を支援し、経営安定を促す。

【補助交付金額】

補助金額	公庫に支払った利子額(※1)のうち年利1%相当額（千円未満切捨） 融資を受けた時から3年を限度とする
補助限度額	融資元金2,000万円にかかる利子額まで(※2)

※1 返済が延滞した場合にその延滞した期間に係る利子を除く。

※2 市の創業者向け融資制度の融資限度額が2,000万円であるため。

【対象者】

- ・公庫から融資を受け、創業した中小企業者等（NPO法人も含む、個人であれば富良野市内で事業を営む富良野市民であること、法人であれば主たる事務所が市内にあることが要件）
- ・次の条件をいずれも満たすものであること。

		対象条件	
(ア)		条例施行規則第4条に規定する申請者の資格を満たす中小企業者等であること。	
(イ)		申請年の1月1日時点で、市内で事業を営んでおり、申請日以降も廃業等の予定がなく、継続して市内で事業を営む者であること。	
(ウ)		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項で規定する風俗営業又は条第5項の性風俗関連特殊営業に該当する事業を営むものではないこと。	
(エ)		北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条に規定する有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗等に該当しないこと。	
(オ)	次に掲げる業種でないもの		
	農業	果樹栽培、温室栽培、しいたけ栽培（菌床栽培は除く）、牛馬育成、養鶏、養豚、養蜂、ミンク養殖、養蚕など	
	林業	育林、育林請負、山林用種苗生産請負など（素材生産及び素材生産サービス業を除く）	
	漁業	一般海面漁業、捕鯨業、内水面漁業など	
	水産養殖業	こい養殖、うなぎ養殖、ます養殖、金魚養殖、どじょう養殖など	
	飲食業	食事の提供を主目的としないキャバレー、ナイトクラブ、待合いなど	
	金融・保険業	商品券売買取業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）	
	サービス業	興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行う興信所、探偵業など
		娯楽業等	風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋競輪・競馬の競走場・競技団体・予想業、場外馬券売場、場外車券売場など、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
		旅館業	モーテル、ラブホテル、ブティックホテルなど
浴場業		特殊浴場のうち風俗関連営業（ソープランド、ファッションヘルスなど）	
農業サービス業		育苗センター、装蹄業など	
	林業サービス業	狩猟業、植林請負業など	
	その他	宗教団体、政治・経済・文化団体、非営利的団体、公務（外国公務を除く）など、集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く）、学校法人など、民営職業紹介業（芸妓周旋業）	

※市の制度融資で融資対象としていない業種については、本事業でも対象にしません。

【対象となる経費】

- ・1月1日から12月31日までの間に、公庫に支払った利子額

【対象とならないもの】

- ・いわゆる第二創業は対象としません。
(第二創業～既に事業を営んでいる事業所の後継者などが業態転換や新規事業に進出すること)
- ・延滞利息については対象外となります。

【申請フロー】



1 届出の提出

公庫から融資が実行される前までに、次の書類一式を提出してください。

①	補助金交付申請予定届((創業支援)様式第1号)	
②	公庫が発行した支払明細書(写し)	
③	創業したことを確認できる書類	以下、参考例 ・個人事業の開業等届出書(税務署などへ提出) ・店舗を構える場合、店舗物件の賃貸借契約書 ・法人設立届出書(税務署などへ提出) ・法人の登記事項証明書
④	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

2 届出書の受理・通知

市で内容を精査し届出書に不備がなければ、「予定届受理通知書」を交付します。

通知書では、補助対象となる返済がいつから、いつまでなのか、記載されており、補助金交付申請の際、必要となります。

3 変更・中止

(1)事業者名・代表者名・所在地の変更等が生じた場合や、新たに法人を設立した場合など、届出した内容に変更が生じた場合は、相談のうえ速やかに次の書類を提出してください。

①	変更届((創業支援)様式第3号)	
②	その他必要と認める書類	変更内容に応じて富良野市から指示します。 ※法人の登記事項証明書など、変更内容を証明する、あるいは根拠となるような資料

※注意！ 変更により補助目的に合致しなくなった場合、交付決定を取り消すことがあります。

(2)事業を取りやめたとき

速やかに富良野市へ連絡してください。

4 申請に向けたお知らせ

1月に、市から該当者へお知らせ文書を送付します。

お知らせ文書に同封する以下の書類に公庫から証明をもらっておいてください。

①	支払済利子証明書((創業支援)様式第4号)	
---	-----------------------	--

5 申請

申請年度の2月末までに、次の書類一式を提出してください。

①	申請書（第1号様式）	
②	支払済利子証明書 （（創業支援）様式第4号）	上段4. で公庫から証明をもらっておいたもの
③	補助金交付申請額算出調書 （（創業支援）様式第5号）	
④	市税の滞納がないことの 証明書類	納税証明書（複合庁舎1階総合窓口）または滞納がないことの証明書（複合庁舎2階税務課4-3番窓口）のどちらか（※どちらも有料） ※発行して1週間以内のもの。申請者が、申請時点で市税の納入義務を負わない場合は、証明書の提出は不要。
⑤	申請者確認書類	②-1 個人事業の場合→住民票（抄本）（有料）（市民課①番窓口） ※個人番号記載不要 ②-2 法人事業の場合→法人登記事項証明書（有料） ※②-1、2どちらも発行して3か月以内のもの
⑥	営業許可書の写し	営業に必要な許可書がある場合のみ提出
⑦	企業概要書 及び 事業内容がわかる書類	
⑧	その他必要と認める書類	必要な場合は、別途富良野市より指示あり。

6 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付が決定したら、市から連絡し、「補助金交付決定通知書」をお渡しします。書類審査には、10日～14日程度かかります。

7 補助金の請求

補助金の確定通知を受け取ったら、速やかに次の書類を提出してください。

①	請求書（第11号の1様式）	
②	振込口座を確認できる書類	銀行名・支店名・口座名義・口座番号が確認できるもの ※通帳の表紙を見開いたページの写し など

※注意！ 補助金の振込先口座は、申請事業者または申請者ご本人の金融機関口座に限ります。

8 補助金の振込

補助金の請求が確認できれば、市で振り込み手続きを行います。振り込み日は、請求書提出日からおおよそ2週間～1ヶ月です。